

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	<p>【予定であり、変更することがあります。】</p> <p><実証事業選定まで> 令和8年4月28日 公募締切 4月～5月 実証事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。） 6月中旬頃 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。）・地域説明会 <実証事業選定後> ～令和9年2月5日 事業計画書・予算書等作成後、実証事業実施 （専門家によるコーチング、進捗報告等含む。） 実証事業終了後 事情実施報告作成・提出 経費精算・報告 → 実証事業実施者へ経費支払い（精算払い。） 令和9年2月～3月 成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）</p>
2	全体		今回の公募（令和8年3月30日～令和8年4月28日）終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で、その予定はありません。
3	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	15件程度を想定していますが、事業実施者の選定は、専門家により構成される選定委員会が判断します。
4	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	<p>補助率（自己負担割合）の設定はありません。</p> <p>なお、本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、ローカルガイドの持続的な確保・供給等に向けて必要な取組について整理し知見を得るために、観光庁が行う調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり15百万円（税込）を上限を想定しております。採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。</p>
5	全体		既に取り組をされている実証事業については、どこかに事例紹介されているか。	令和7年度の実証事業については、観光庁HPにて事例公表しておりますのでご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/kankochu/topics05_00043.html
6	全体		採択されない場合、理由をフィードバック頂くことは可能か。	不採択理由は開示しておりませんので、ご了承ください。
7	Ⅱ．募集内容等	1．申請者	<p>事業実施者の対象となる申請者について、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は観光協会等それに類するもの）とあるが、観光協会等の「等」には何が含まれるのか。</p> <p>また上記について、法人格を持たない任意団体でも申請可能か。</p>	観光協会のほか、観光連盟やコンベンションビューロー（観光コンベンション協会）等を想定しています。また申請者については、任意団体でも申請可能です。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
8	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請者	「当該代表となる主体が、複数の申請を行うことは認めない」とあるが、Aの事業で代表となる団体が、Bの事業では代表以外で参画している場合でも応募可能か。	申請は妨げません。
9	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請者	過去に国の調査事業等に申請したことのある事業も応募可能か。	申請可能です。 ただし、対象となる事業は公募要領「Ⅱ. 募集内容等」の「2. 募集する実証事業」に記載した条件を満たしたものです。また、既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
10	Ⅱ. 募集内容等	2. (1) 推進体制	応募の段階で、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は観光協会等それに類するもの）、観光コンテンツ事業者及び体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター又はOTA等）との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。	連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整中である場合は、その旨を申請書に記載してください。 調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。
11	Ⅱ. 募集内容等	2. (1) 推進体制	連携体制について、関係団体同士が書面等で連携を約定している必要はあるか。	書面等による約定・承諾書等の締結等は必須とはしません。内諾でも差し支えはありませんが、いずれにいたしましても、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。
12	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	新たに造成する観光コンテンツの経費計上は可能か。	経費計上は可能ですが、実証事業で新たに造成した観光コンテンツについては、令和8年中（令和8年12月31日まで）に販売を開始してください。 また、造成した観光コンテンツに育成したガイドがアサインされる体制を整備してください。
13	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	応募申請書の記載ボリュームの指定はあるのか。	「様式1～3」については、特にボリュームは指定しませんが、「Ⅱ. 募集内容等」にて記載の「特に求める取組」や、「人材確保」、「人材育成」及び「継続活躍」の具体的な取組内容について、客観的に把握できる十分な内容を記載してください。なお、様式のうち「事業概要説明書」については、実証事業の概要が1枚で分かるよう簡潔に記載してください。
14	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	地域の概要（背景・課題）の記入欄には「地域を市町村単位で記載してください」とあるが、実証事業の計画内容は市町村内の特定のエリアに重きを置いて実施することは可能か。	記入欄には市町村単位でご記載いただくこととなりますが、実際の事業エリアは市町村内の特定のエリアで計画いただいても構いません。
15	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	申請書様式2の「申請団体の規約等」の【事務処理及び会計処理の方法】に書く内容は何か。	申請団体の事業計画・収支予算、事業報告・決算の方法についてご記載ください。申請団体における定款等の規約に規定されていたら、規約を添付の上「添付の規約のとおり。」などと記載いただいても差し支えありません。
16	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	育成されたガイドがアサインされる、既存（新規）の観光コンテンツのターゲットに国内旅行者を含めても良いか。	事業趣旨を鑑み、訪日外国人観光客をターゲットに設定してください。ただし、国内旅行者を含めたターゲットについて申請を妨げるものではございません。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
17	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	地方部と都市部の棲み分けがあるのか。	明確にはございませんが、本事業では、主に、既にインバウンドが多数来訪している大都市圏（東京・大阪・京都）を除くエリアを対象と想定していますが、最終的には、提出いただいた申請書の内容等を見て、判断させていただきます。 なお、その上で、本事業で特に求める取組については、インバウンドの需要が一定ある地域・ガイドとなるポテンシャル人材が豊富な地域とインバウンドの需要が少ない地域・ガイドとなるポテンシャル人材に限られる地域で区別しておりますので、地域の実情に応じてご検討ください。
18	Ⅱ. 募集内容等	2. (3) 留意点 ①コーチングについて	専門家は観光庁が選定し、派遣するのか。	事業実施者の希望をヒアリングした上で、採択した実証事業内容等を踏まえ、事業全体の総合的な支援又は特定分野の支援（ガイド育成・質向上、安定的な需要づくり、就労環境改善、観光コンテンツの磨き上げ等）を行う専門家を観光庁又は事業事務局が適宜配置します。
19	Ⅱ. 募集内容等	2. (3) 留意点 ①コーチングについて	昨年度事業では具体的にどのような専門家が派遣されたのか。	観光庁HPにて掲載中の「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた事例集」P.61を御覧ください。 https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_00043.html
20	Ⅱ. 募集内容等	2. (3) 留意点 ①コーチングについて	申請者側に、派遣される専門家の希望やコーチングしてもらいたい内容等の希望がある場合、それは叶うものなのか。	コーチングに関するご希望がある場合は、それについても様式にご記載の上、申請してください。また、ヒアリング対象となった際も、そのご希望をお申し出ください。 ただし、派遣する専門家等を含めたコーチングに関する事項については、事業実施者と観光庁・専門家等との協議により決めることとなるため、申請時等にお申し出のあったご希望に添いかねることもありますので、ご了承ください。
21	Ⅱ. 募集内容等	2. (3) 留意点 ①コーチングについて	派遣される専門家に支払うコーチング費用の経費は、様式3（実証事業等に係る経費）に計上して申請する必要があるか。	計上する必要はありません。
22	Ⅱ. 募集内容等	2. (3) 留意点 ①コーチングについて	実証事業期間内で実施されるコーチングについて、実証期間終了後の令和9年度以降も、観光庁や事業事務局を介さずに個別にコーチング専門家との契約をすることが求められるか。	特に求めません。
23	Ⅱ. 募集内容等	3. 実証事業の実施に付随する業務	事務局の伴走支援とは、どのような内容か。	事業計画書の見直しや事業進捗管理等の支援を行うとともに、本調査事業の目的の達成のために、情報提供や調査をお願いすることもあります。 なお、選定過程及び選定後において、実証事業の内容を申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等とおり実証を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
24	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURL内の【別表2】をご参照ください。 https://www.digital.go.jp/resources/honorarium-guideline

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
25	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	「借料及び損料」について、本事業の実証事業においてコンテンツ造成の一環でファミトリップ等を実施する場合に、借り上げる必要がある土地や建物の借料は経費計上が可能か。	事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があるため、土地や建物の購入は認められません。
26	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	「消耗品費」として計上されるものの単価はどのようなものか。	単価（1組又は1個の取得価格）5万円（税込）未満とします。
27	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	ツアー及びコンテンツ販売で得た利益は、対象経費から差し引かれるか。	事業実施期間中に本事業で造成したツアーを販売して得た利益については返還を要しませんので、精算時に対象経費から利益分を差し引くことはございません。
28	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	代表主体以外のコンソーシアム各社から調達を行う場合、利益排除は必要か。	コンソーシアム各社による調達は、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。 代表主体以外の事業者は、代表主体からの再委託先として事業に関わるのか、代表主体とのコンソーシアムとして事業に取組めるのかにより取扱が異なります。整理した上で事業計画と予算計画を設計ください。
29	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	実証事業等の対象となる経費の規模（国費による部分）について、15百万円（税込）で申請しても下がる場合があるのか。	採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、採択金額の調整を行う場合があります。
30	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	再委託費の比率や委託先の数に制限はありませんが、事業の主たる部分（企画・取りまとめ等）の再委託はできません。（再委託費が過大になる場合には委託内容や委託の内訳についての説明を求められることがあります。）
31	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	営利のみを目的とした活動は経費対象外となっているが、具体的などのような活動か。	本事業が調査事業であることを考慮せず、観光コンテンツの販売等により収益の確保のみを目的とした活動となっていると観光庁及び事業事務局が認めたものを指します。
32	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	精算時に領収書は必須か。例えば請求書のみで精算は可能か。	支払いを確認できる領収書等がなければ、取組に係る経費の精算はできません。ご留意の上、応募をご検討ください。経費の精算に当たっては、選定後に提示される別途定めるマニュアル等に沿った事務処理対応をしていただくこととなります。詳細は、実証事業選定後に事業実施者に別途伝達します。
33	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和9年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。
34	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	選定過程及び選定後において、コーチングにより実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	変更内容が事業趣旨に沿って実施されるものであり、観光庁が対象経費として認めた部分に限り内訳及び総額の変更が可能です。一方、これらの変更は選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内でのみ認められます。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
35	Ⅲ. 提出及び質問	1. 提出	食品営業や道路河川占有等の許認可について、申請は行ったがその結果が出ていない場合も申請可能か。	実証事業に選定された後に許認可がされなくなることとならぬよう、申請時までには許認可申請先と事前調整を完了しておくようにしてください。
36	Ⅲ. 提出及び質問	1. 提出	国立・国定公園を対象地を含む場合は、国立・国定公園を所管する機関への事前相談が必須か。例えば、公園内で工作物の設置や設備設置等を行う予定はなく、公園内の既存の工作物で事業を行う場合も、手続きの要否確認を含め事前相談が必要か。	本件の事業において、国立・国定公園に関係する場合には、関係する環境省自然保護官事務所等や都道府県自然公園部局にご相談をお願いします。なお、既存施設を活用する場合においても、採択後に本来は手続きが必要であったなどのことが判明すると事業実施が円滑ではなくなる可能性がありますので、あらかじめ必要に応じた事前相談をお願いします。申請時には様式1に事前相談の日付・担当者を記載ください。
37	Ⅳ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	審査項目は公開されていますが、項目ごとの審査基準は具体的にどのようなものか。	公平性の観点から、審査基準は公開しておりません。事業実施者の選定については、専門家により構成される選定委員会が判断します。
38	Ⅳ. 事業実施者の選定	3. ヒアリングの実施等	ヒアリングはどの程度の期間・回数を想定しているのか。	ヒアリングは、公募締め切り以降5月頃にかけて実施します。回数は未定です。公募締め切り後、必要に応じてヒアリング対象となる申請者にご連絡いたします。
39	Ⅳ. 事業実施者の選定	3. ヒアリングの実施等	ヒアリングがされなかった場合、実証事業として選定されないのか。	ヒアリングは必要に応じて行うものであり、ヒアリングされなければ選定されないとは限りません。
40	V. 留意点	1. 実証事業終了におけるフォローアップ調査等	「実証事業終了後においても、事業の進捗について継続して調査」とあるが、令和9年度以降に本事業と同様の予算事業は予定されているか。	令和9年度以降の本事業に関連又は類似する予算は決定しておりません。 令和9年度以降は、本事業における実証事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、自ら地域の観光需要の創出を目指していただくことを求めます。
41	V. 留意点	1. 実証事業終了におけるフォローアップ調査等	「実証事業終了後においても、事業の進捗について継続して調査」とあるが、どのような方式で調査することを想定しているか。	メールや電話等によるヒアリング、必要に応じ実証事業の実施地域に赴いての調査等を予定しております。
42	V. 留意点	1. 実証事業終了におけるフォローアップ調査等	実証事業等の経費を令和9年度以降へ繰り越して国費で負担してもらうことは可能か。	実証事業等の経費を、令和9年度以降へ繰り越して国費で負担することはできません。 令和9年度以降は、本事業における実証事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、自ら地域の観光需要の創出を目指していただくことを求めます。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
以下、当日の公募説明会における質問→回答				
43	全体		昨年度採択された地域も申請が可能か。	可能です。
44	全体		観光庁以外の国の補助事業との切り分けも必要かどうか。	同一の事業に対して様々な主体からの補助金が入ることは認められておりませんので、別事業として切り分けてください。
45	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請者	実証事業の推進体制について、事業実施地域を活動拠点とする事業者とは、実施地域と具体的には同じ市町村内に事務所がある事業者を想定されるのか。	市町村による明確な線引きはありませんが、事業を実施するエリアを主たる事業の対象地としている事業者を想定しています。
46	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	育成したガイドの雇用形態については業務委託でも対象になるのか。また、ハイヤー業者でトリップアドバイザーなどOTAに掲載している場合も対象になるのか。	ガイドの雇用形態については業務委託でも対象となります。 また、単なる運送というだけでは対象にはなりません。地域の魅力を体験する観光コンテンツにおいてガイドがサービスを提供する場合には対象となります。
47	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	すでに販売している体験プログラムでガイドのスキルアップを図りたいと考えているが、本事業の対象となるか。	対象となります。
48	Ⅱ. 募集内容等	2. (2) 実証事業の内容	安全管理の調査が必要とあったが、現時点の有識者会議では、具体的にどのような課題が上がっているのか。	現時点で識者会議において具体的な安全管理に関する課題が設定されているものではないですが、今回の実証事業の中で、地域あるいは観光コンテンツの内容、ガイドの働き方に合わせてどのような課題があるのかの実情、それに依りてどのような安全管理の取組が必要と考えているかについて把握し、今後必要な取組について整理するためのものと考えております。 また、旅行者の安全確保だけでなく、ガイドが安心して働ける環境づくりという観点からも検討していただきたいと考えております。
49	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	他の観光庁補助金を獲得し、その事業の中で一部ガイド育成（セミナー開催等）が含まれている場合、どちらか一方の事業を辞退しなければならないか。	辞退する必要はありませんが、同一の事業内容について重複して補助金の交付を受けることはできないため、当該重複経費については切り分けを行い、対象外経費として扱います。
50	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	1地域あたり1500万円とあるが、少額でも本事業の対象となるか。	最低金額の定めはないので、対象経費は少額でも構いません。ただし、コンテンツと人材確保・育成・継続活躍の紐付けがなされるよう事業計画を立てていただくことをご留意ください。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
51	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	経費の人件費について、事業実施のために新規雇用が必要になるのか。事業実施団体の担当者の人件費は対象経費になるか。	新規雇用に限らず、実証事業を行うために必要な人件費は対象経費とすることが可能です。
52	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	講習会を開催する場合、参加費を経費で賄うことは可能か。	会場の借上代や運営の為の人件費を対象経費とすることは可能です。ただし、事業期間終了後に運営を自走化できるように事業計画を立てていただくことをご留意ください。
53	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	15件程度採択とのことだが、新規と継続それぞれ何件程度という目安はあるのか。	現時点で目安はございません。
54	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費等	モニターツアーは原則として有償と公募要領に記載があるが、モニターツアーの負担が100%という意味なのか。それとも一定割合を負担という意味合いなのか。	モニターツアーを無償化すると、今後そのツアーを売ろうとしている金額設定の正しい検証結果が得られない可能性があるため、モニターツアーは原則として有償で実施する方針としております。その上で、ツアーの価格設定は、かかる経費等を鑑みて設定されるものと考えられますので、ツアー催行にかかる経費をすべて負担させるかどうかはこの点を踏まえて、判断ください。